

下水道使用料改定は令和5年4月から



ー ウクライナ情勢をふまえ、市民生活を考慮し半年間据え置きました ー

羽曳野市下水道事業の経営状況や財政規律などをふまえ、令和4年10月より下水道使用料の改定を計画しておりましたが、現在のウクライナ情勢や羽曳野市民の皆様の生活などを熟慮した結果、半年間据え置き、令和5年4月から実施することが、市議会（令和4年3月）で承認されました。

なぜ、使用料の改定が必要なのか

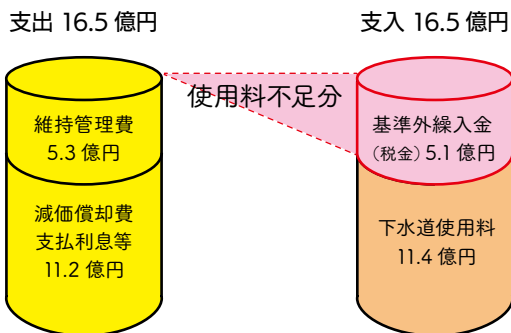
公営企業の下水道事業は、独立採算制のもと、「雨水は税金」、「汚水は下水道使用料」でそれぞれ負担することとなっています。しかし、現行の使用料収入では、汚水処理に係る費用をまかなうことができないため、不足分を税金からの補てん（基準外繰入金）で補い事業経営を行っている状況です。

現在の状況と、今後の見込み

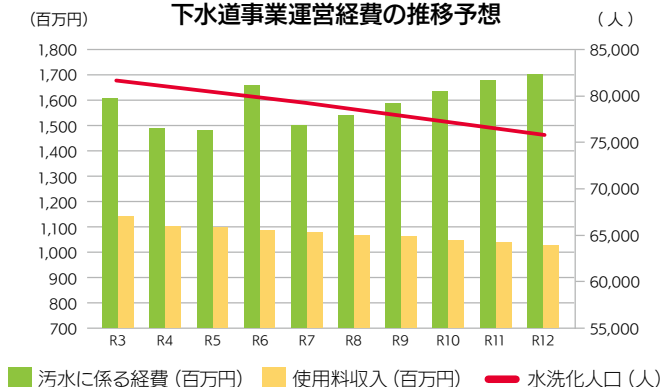
令和2年度は、汚水処理に係る費用が約16.5億円、下水道使用料収入が約11.4億円でした。不足した約5.1億円を税金で補てんされ、これまでの10年間で、約40億円の税金が補てんされてきました。今後の人口減少による使用料減収や下水道施設の維持管理費などを見込み、「下水道事業経営戦略（令和3年3月策定）」の将来推計の結果、税金の補てんがないと、**資金不足額が毎年約5億円**、令和12年度までの**10年間で約50億円が不足**する見込みです。

この状況が続けば、市の財政を圧迫するだけでなく、下水道を使用しない方とのさらなる不公平が生じます。このことは、教育や生活に関連する事業に財源がまわせないなど、市民の皆様に多大な影響を及ぼします。

汚水処理に係る費用と財源（令和2年度決算より）



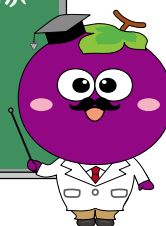
下水道事業運営経費の推移予想



今後、使用料の改定を行うのか？

下水道事業を健全に運営し、より快適で衛生的な生活環境を提供していくため、下水道使用料の改定が必要となります。改定には約50%が必要ですが、使用者負担の激変緩和を考慮し、25%を予定しています。

毎年5億円の補てん(税金)って
すごいお金だね！
使用料収入で汚水処理に係る費用が
まかなえれば、補てんの5億円を、
「子育て」、「教育」などにつかえて、
もっと充実できるね！



今後とも、効率的な事業運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【問合せ】 下水道総務課 ☎ 072-958-1111